レンタル基本約款

第1条(総則)

- 1. レンタル基本約款(以下「本約款」という。)は、賃借人:お客様(以下「甲」という。)と賃貸人:株式会社シーティーエス(以下「乙」という。)双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
- 2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス(以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。)を提供する。

第2条(個別契約)

- 1. 物件毎のレンタル契約(以下「個別契約」という。)は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
- 2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にした上で、乙指定の方法にて申し込み、乙が口頭、書面又は電子メールにより承諾の通知をした時点をもって個別契約は成立する。
- 3. 個別契約の成立前に甲が乙に対し、本約款の内容を示すよう請求があった場合、乙は速やかに本約款の内容を示さなければならない。ただし、正当な事由がある場合にはこの限りでない。
- 4. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
- 5. 本約款とは異なる別の約款又は規約と併せて個別契約をしたときで、当該約款等に おいて本約款と異なる事項を定めていたときは、前項と同様とする。
- 6. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議の上で決定する。

第3条(レンタル期間、個別契約の更新)

- 1. レンタル期間は、個別契約に記載した期間とし、乙が甲に物件を引き渡した日から起算する。なお、レンタル物件により最低使用期間を別途定めるものとする。
- 2. レンタル期間満了日の 14 日前までに甲乙両者から何らの申出のないときは、自動的にレンタル期間満了日の翌日から個別契約にて定めた条件と同一の内容にて更新するものとする。ただし、自動更新の日から 30 日以内に限り、レンタル期間について甲乙協議の上で変更することができる。

第4条(レンタル料金)

- 1. レンタル料金とは、基本的にレンタル物件の「賃貸料」をいう。また、甲は別途、レンタル物件に対する「基本整備料」「補償料」「運搬費」「工事費」を乙に支払わなければならない。
- 2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料金を支払わなければならない。
- 3. 乙は、レンタル期間中において、レンタル料金を変更することができない。

第5条(基本整備料)

甲は、レンタル物件の品質管理・環境対策等に対応すべく、乙が行う点検及びそれに関連する費用として、個別契約で定める基本整備料を乙に支払う。

第6条(補償料)

- 1. レンタル期間中に物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は乙の定める補償料を負担する事により、乙の補償制度が適用される。これにより、補償制度に定める額を限度として、乙は請求権を放棄する。
- 2. 前項の場合において、甲の故意又は重大な過失によって生じた損害、その他補償制度の対象外となる損害の場合は、この限りでない。
- 3. 乙は、事情の変化があった場合、補償制度の維持に必要な範囲で、補償料、補償制度の一部又は全部を変更することができる。なお、当該変更を行ったときには、乙は甲に対し、その旨を通知しなければならない。

第7条(運搬費、工事費)

- 1. 甲は、レンタル物件を甲の指定する設置場所まで運送するための費用及び当該設置場所から乙がレンタル物件を引き取る際の運送にかかる費用として、個別契約で定める運搬費を乙に支払う。
- 2. 甲は、甲の指定する設置場所において、乙がレンタル物件を設置・撤去するにあたり発生する費用として、個別契約で定める工事費を乙に支払う。

第8条(レンタル物件の引渡し、免責)

- 1. 乙は甲に対し、甲の指定する日本国内の設置場所において、レンタル物件を引渡すものとする。なお、レンタル物件の引渡しにかかる費用は甲の負担とする。
- 2. 甲が乙からレンタル物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して貸出伝票を交付し、甲は借り受けたレンタル物件について貸出伝票(控)を乙に交付する。
- 3. 乙は、レンタル物件の引渡しのため、甲の指定する場所に立ち入る際は甲の指示に従う。
- 4. レンタル物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合 又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任 とする。なお、本項の条件は第 18 条の返還の際も同様とする。
- 5. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、 交通制限、甲ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さな い事由により、レンタル物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが不能となった場合、 そのことによって甲に生じた損害について、その責を負わない。

第9条(担保責任)

- 1. 乙は甲に対し、レンタル物件の引渡し時において、レンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の甲の使用目的への適合性については担保しないものとする。
- 2. 甲がレンタル物件の引渡しを受けた後、2日以内にレンタル物件の性能の欠陥につ

- き乙に対して通知をしなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとみなす。
- 3. 乙は、甲がレンタル物件に欠陥につき前項の通知を行い、乙による調査の結果、レンタル物件に欠陥が見られた場合は、乙はレンタル物件を修理し、又は取替えるものとし、レンタル物件の修理又は取替えに過大な費用又は時間を要する場合、甲乙協議の上当該レンタル物件の個別契約を解除することができるものとする。

第10条(レンタル物件の使用保管)

- 1. 甲は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用・保管し、これに要する費用は甲の負担とする。
- 2. 甲は、レンタル物件の使用前には、必ず乙から交付された注意すべき事項が記載された書面等を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
- 3. 乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。
- 4. 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為をできないものと する。
 - (1) レンタル物件を第8条の設置場所以外に移動すること。
 - (2) レンタル物件を改造すること。
 - (3) レンタル物件に貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、又は汚損すること。
 - (4) レンタル物件について質権及び譲渡担保その他乙の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
- 5. 甲は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう 保全するとともに、仮にそのような事態が生じた場合には直ちにこれを乙に通知し、 かつ速やかにその事態を解消するものとする。上記の事由により乙が損害を受けた 場合には、甲は損害賠償責任を負担する。

第11条(環境汚染物質下での使用禁止)

- 1. 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等(以下「汚染物質等」という。)の環境下でレンタル物件を使用しない。
- 2. レンタル物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
- 3. 汚染されたレンタル物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に 損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第12条(利用規則の定め)

乙は、本約款において定める条件のほか、レンタル物件毎の利用条件等の細則を整備するため、必要に応じて、本約款とは別に利用規約を定めることができる。

第13条(通知義務)

- 1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに 連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中のレンタル物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき。
 - (2)住所を移転したとき。
 - (3)代表者を変更したとき。
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき。
- 2. レンタル物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面又は電子メールその他的確な手段をもって乙に通知する。

第14条(レンタル物件の滅失、毀損及び保守)

- 1. 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合、甲は本約款に定める義務を免れない。
- 2. レンタル物件を毀損した場合、甲は、レンタル物件の修理代価相当額を乙に支払う。
- 3. レンタル物件を滅失した場合(修理不能、レンタル物件に対する所有権侵害を含む。)、甲は、代替レンタル物件(新品とする。)の購入代価相当額を乙に支払う。
- 4. 前二項が甲の責めに帰すべき事由によって生じたときは、前二項の賠償義務のほか、 甲はこれによって乙に生じた一切の損害を賠償する。
- 5. 甲がレンタル物件を使用するに関し、甲の責めに帰すべき事由によってレンタル物件に生じた保守、整備、修繕の費用は、甲が負担する。

第15条(レンタル物件の修理・取替え)

- 1. レンタル物件の引渡し後の甲の責めに帰すべき事由を除いて、レンタル物件が通常の使用による消耗や劣化により正常に作動しなくなった場合、乙はレンタル物件を修理し、又は取替えるものとする。
- 2. 前項のレンタル物件の修理又は取替えに過大な費用又は時間を要する場合、甲乙協議の上当該レンタル物件の個別契約を解除することができるものとする。

第 16 条 (解約)

甲は、個別契約において特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に乙に通知の上、レンタル契約を解除し、レンタル物件を返還することができるものとする。 ただし、甲の事情によりレンタル契約を解除する場合には、甲は乙に対して、レンタル期間すべてのレンタル料金を支払うものとする。

第17条(債務不履行など)

甲が次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙からの通知催告等を要せず乙は レンタル契約を解除し、レンタル物件を引き揚げることができるものとする。この場合、 甲は未払いのレンタル料金、及びその他の金銭債務がある場合はその全額を直ちに乙に 支払うとともに、乙になお損害があるときにはこれを賠償する。

(1) レンタル料金の支払を一回でも遅延したとき。

- (2) 手形又は小切手の不渡を一回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社 更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったと き。
- (4)租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき。
- (5) 営業譲渡、若しくは会社を解散したとき、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- (6)経営が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (7) 甲が本約款第10条、第11条の定めに違反したとき。
- (8) 甲が本約款第14条に定める賠償責任を怠ったとき。
- (9) 上記のほか、甲が本約款又は甲乙間のその他の契約条項に違反し、乙が甲に対し 相当期間を定めて是正を求め、又は催告してもそれに応じないとき。

第18条(レンタル物件の返還)

- 1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により個別契約が終了した場合、甲は直ちにレンタル物件を返還する。乙は、レンタル物件の返還を受けると同時に甲に引取伝票を交付し、甲は返還するレンタル物件について引取伝票(控)を交付する。
- 2. 甲は、レンタル物件を引渡し時の状態で乙に返還する。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復するか、又は甲はその費用(修理費、清掃費等)を乙に支払う。
- 3. 甲は、レンタル物件の返還にかかる費用(運送費用、解体等の工事費用を含む)を 負担する。
- 4. レンタル物件の返還は、甲乙双方の立ち会いの上行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
- 5. 甲が第1項の義務を怠った場合、レンタル期間満了の翌日からレンタル物件の返還日までのレンタル料金相当額と、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第19条(支払遅延損害金)

甲が本個別契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第20条(機密保持)

- 1. 甲及び乙は、個別契約の期間中はもとよりその期間終了後においても、取引関係を 通じて知りえた相手方の営業上の秘密を、相手方の書面による承諾を得ないで第三 者に開示、漏洩してはならない。
- 2. 甲又は乙が前項の定めに違反したときは、これによって相手方に生じた損害を賠償 しなければならない。

第21条(連帯保証人)

甲は、乙が要求する場合には連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は甲と連帯して契約上の義務を負う。

第22条(反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう) 及び従業員が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、レンタル契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2. 甲は、自ら又は第三者を通して、本レンタル物件を反社会的勢力に提供しないことを確約する。
- 3. 甲又は乙が、前二項に違反した場合、相手方は催告なくしてレンタル契約を解除することができ、さらに相手方は損害賠償を請求できるものとする。
- 4. 前項によりレンタル契約が解除された場合、契約を解除された甲又は乙は、相手方に対して、解除によって生じた損害について一切の請求ができないものとする。

第23条(個人情報の利用目的)

- 1. 乙が甲又は甲の指定する者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
 - (1) 第2条の個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認及び審査を行うため。
 - (2) レンタル物件が不返還になった場合に、必要な法的措置をとるため。
- 2. 前項各号に定める目的以外に甲又は甲の指定する者の個人情報を取得する場合、乙は、あらかじめその利用目的を明示する。

第24条(合意管轄等)

- 1. 甲及び乙は、本約款に関する疑義又は紛争が生じたときは、個別契約に定めた内容 及び利用規約が優先される。本約款に定めのない事項については、民法、商法、日 本国内の関連法令の定めに従う。
- 2. 前項について、解釈に疑義がある場合には、利用規約の定めを解釈の基準とする。
- 3. 前二項にかかわらず、甲及び乙は、本約款に関する疑義、紛争が生じたときは、甲 乙協議の上、お互いに誠意をもって解決する。
- 4. 甲及び乙は、本約款及び個別契約に関する訴訟について、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条(約款内容の提示)

- 1. 乙は、個別契約にあたり、甲に対して本約款を提示することに努める。なお、乙は、甲から本約款の提示の請求があったときは、本約款を提示しなければならない。
- 2. 乙は、本約款の提示にあたり、本約款の書面による交付、電磁的記録による提供、 その他適宜な方法によって本約款を公開するなどして、甲に閲覧する機会を供する。
- 3. 乙が、甲の本約款の提示請求を拒み、かつ、本約款の閲覧に供する機会を与えなかったときは、本約款の内容を甲に対抗できない。
- 4. 甲は、個別契約成立後であっても、乙に対し、本約款の提示を求めることができる。

このとき、乙は、本条第2項に定める方法にて甲に閲覧、提示の機会を与えなければならない。ただし、本約款の書面による交付、電磁的記録による提供を行っていたときには、この限りでない。

第26条(約款内容の変更)

本約款の内容は、変更が一般の利益に適合する場合、又は契約の目的に反せず、かつ、 変更の必要性、変更後の内容が相当であるなど、その他変更に係る事情に照らして合理 的である場合には予告なく変更することができる。

以上

制定・施行日:2020年10月1日

改訂日:2023年 4月1日